

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ベースフード株式会社	コード	2936
提出日	2026/5/1	異動（予定）日	2026/5/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	田中 道昭	社外取締役	○													○		有
2	田中 宏隆	社外取締役	○													○		有
3	長瀬 大樹	社外取締役	○													○		有
4	永井 公成	社外取締役	○													○		有
5																		

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	田中道昭氏は、銀行・証券での豊富な経験・知識に加え、経営者及びビジネススクールの教授を務めるなど企業経営における幅広い経験と見識を有しており、当社取締役会においては積極的に客観的な視点での、当社経営に対する適切な助言を行っております。引き続き、客観的な視点での、当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏を社外取締役に選任しております。
2	該当事項はありません。	田中宏隆氏は、製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等を経営全般の監査に活かしていただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。
3	該当事項はありません。	長瀬大樹氏は、公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。
4	該当事項はありません。	永井公成氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における専門的な知見を経営全般の監査に活かしていただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。
5		

## 4. 補足説明

2026年5月27日の定時株主総会の決議事項は下記の2議案となります。 第1号議案：定款一部変更の件 第2号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名のうち、社外取締役は上記記載の1名であり、田中道昭氏が再任の役員でございます。 監査等委員である取締役3名のうち、社外取締役は上記記載の3名であり、田中宏隆氏、長瀬大樹氏、永井公成氏は任期中の役員でございます。
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。